

株 主 各 位

東京都中央区月島三丁目26番11号

株式会社 **石井鐵工所**

取締役社長 石井 宏 治

## 第150期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催されました当社第150期定時株主総会において下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 報告事項

1. 第150期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき5円と決定いたしました。

#### 第2号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株に併合することといたしました。

### 第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 株式併合に伴い、平成28年10月1日をもって、発行可能株式総数を1億2千万株から1千2百万株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社制度へ移行するため、所要の変更を行いました。
- (3) 株主の皆様の利便性を高めるため、単元未満株式の買増制度を導入する規定を新設いたしました。
- (4) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができるようにするため、所要の変更を行いました。
- (5) その他条数の変更および監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設等所要の変更を行いました。

### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に石井宏治、藤本 豊、大山信一、石井宏明の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に鈴木正則、井本憲邦、木藤繁夫、河村 博の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、監査等委員である取締役井本憲邦、木藤繁夫、河村 博の3氏は社外取締役であります。

### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億円以内とすることとなりました。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額を年額4千万円以内とすることとなりました。

以 上

なお、本総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役社長に石井宏治氏、専務取締役  
に藤本 豊氏、常務取締役に大山信一、石井宏明の両氏が選定され、それぞれ就任いた  
しました。

また、本総会終了後の監査等委員会の決議により、常勤監査等委員に鈴木正則氏が選定  
され、就任いたしました。

---

## 第150期期末配当金のお支払いについて

第150期期末配当金は、同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、払渡期  
間内（平成28年6月29日から平成28年7月29日まで）にお近くのゆうちょ銀行全国本支店  
ならびに郵便局でお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

また、銀行等口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」  
を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取  
り方法について」を同封いたしましたので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

（株式数比例配分方式を選択されている場合の配当金のお振込先につきましては、お取引  
の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせ下さい。）

## 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本総会において、平成28年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てます。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

### 2. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数処分代金）は平成28年11月中旬頃にお送りすることを予定しております。

### 3. 主なスケジュール

平成28年9月27日	1,000株単位での売買最終日
平成28年9月28日	100株単位での売買開始日
平成28年10月1日	株式併合および単元株式数の変更の効力発生日
平成28年11月中旬（予定）	端数株式処分代金のお支払

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受 付 時 間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）